

『法定外公共物等整備事業』のご案内

「法定外公共物等整備事業」とは、日常生活道路として公共性のある道路や里道、水路などを地域の皆さんで維持管理するための工事に要する経費の一部を補助する事業です。

平成30年度には6件の道路や水路工事に対して補助しました。

平成31年度（2019年度）の申請締め切りは、

6月28日（金）です。

要望箇所のご相談を受け付けておりますので、お早めに地域交流センターにご相談ください。

【問い合わせ】

宮野地域交流センター

(TEL 928-0250)

